第明治三二十種五郵年三便月物三十認一可日

**別表十七（三の二）**　記載要領

1　この表は、租税特別措置法第66条の６第１項各号（特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入）に掲げる内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等が同条第３項の規定により同条第１項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合又は同法第68条の90第１項各号（特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入）に掲げる連結法人に係る同項に規定する特定外国子会社等が同条第３項の規定により同条第１項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合に記載すること。

2　「⑷の①」から「⑷の⑤」までの各欄は、「⑶」の欄の金額から租税特別措置法第66条の６第１項又は第68条の90第１項に規定する特定外国子会社等が行う事業（同法第66条の６第３項に規定する特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じた金額を除いた金額を記載すること。

3　「税引前所得の額　⑿」の欄は、租税特別措置法第66条の６第１項又は第68条の90第１項に規定する特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額（当該各事業年度の所得を課税標準として課される租税特別措置法施行令第39条の15第１項第２号又は第39条の115第１項第２号（特定外国子会社等の適用対象金額の計算等）に規定する法人所得税の額を含む。）を記載すること。

別表十七(三の二)付表一及び別表十七(三の二)付表二を削る。

別表十七(三の三)の記載要領中「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、「この場合」の次に「において」を、「関係を」の次に「系統的に」を加え、同表を別表十七(三の六)とし、同表の前に次の五表を加える。